

飛島村防犯対策補助金

－ よくあるご質問 －

2024.7.1（初版）

2025.4.1（3版）

1. 制度全般にかかるもの

- Q 1－1. 制度の目的について教えてください。
- Q 1－2. 補助金の申請の手続き方法について教えてください。
- Q 1－3. 補助金を受けられる対象者資格はありますか。
- Q 1－4. 補助金の額はどのように決まりますか。
- Q 1－5. いつ導入したものでも対象となりますか。
- Q 1－6. 補助金はいつももらえますか。
- Q 1－7. 店舗併用住宅の場合は法人と個人でそれぞれ申請できますか。

2. 防犯カメラなどにかかるもの

- Q 2－1. どのようなカメラが対象になりますか。

3. 特殊詐欺対策（電話機など）にかかるもの

- Q 3－1. どのような電話機が対象になりますか。

4. 防犯用品にかかるもの

- Q 4－1. 対象となるドアホンはどのような製品ですか。また、インターホンは対象になりますか。
- Q 4－2. 玄関ドアに後付けするスマートキーは対象になりますか。
- Q 4－3. スマートキー対応の玄関ドアは対象になりますか。
- Q 4－4. どのような窓ガラスが対象になりますか。
- Q 4－5. 窓に後付けする面格子は対象になりますか。
- Q 4－6. ドライブレコーダーは対象になりますか。
- Q 4－7. 自家用車両の盗難防止装置等はどのようなものが対象になりますか。

Q 1 - 1. 制度の目的について教えてください。

A 1 - 1. 飛島村では、防犯対策として平成 16 年度から防犯対策を実施した方を対象として補助金を交付しています。

防犯意識の向上を目的として設計している制度となりますので全世帯に偏りなく補助を行えるように、1 世帯当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額を定めています。

ただし、平成 28 年度には内容の変更を行ったため、令和 7 年度には防犯対策の更なる推進を図るためにそれまでの累計を一度リセットして新たにスタートしていますので、以前までに累計が限度額に達した世帯も改めて対象となっています。

Q 1 - 2. 補助金の申請の手続き方法について教えてください。

A 1 - 2. 補助金の対象物であることを確認の上、以下の書類に必要事項を記載して提出してください。

- ①補助金交付申請書（押印は不要です）
- ②村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
※法人の場合は法人名、代表者の役職、代表者名を記載してください。
- ③領収書の原本（原本の提出が困難な場合は窓口で担当者に提示し確認を受けた上で写しを提出してください）
- ④製品保証書等の写し（防犯対策に資することがわかる資料）
- ⑤振込先となる通帳の写し
- ⑥施工後の写真（対象物を導入したことがわかる写真）

飛島村公式HPに各様式を掲載していますので参考としてください。また、不明点があれば設備または製品を導入前に事前に相談ください。

■問合せ先

飛島村役場総務課 防犯担当 0567-97-3461

Q 1 - 3. 補助金を受けられる対象者資格はありますか。

A 1 - 3. 村内に住所を有する方および村内に住所を有する企業が対象となります。ただし、申請日時点で村税の滞納がある方および企業は対象外となります。

Q 1－4. 補助金の額はどのように決まりますか。

A 1－4. 取付けに工事費用が発生するものであればその費用を含めた額（製品の購入であればその製品の額）を対象事業費とし、その1／2の額で（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）20,000円を上限とした額が補助金額となります。

ただし、過去にこの補助金を利用していれば、1世帯当たりの累計の上限が20,000円となります。

Q 1－5. いつ導入したものでも対象となりますか。

A 1－5. 年度で予算を定めていますので、令和7年度であれば令和7年4月1日から令和8年3月31日までに導入され、支払いが完了しているものが対象となります。

Q 1－6. 補助金はいつもらえますか。

A 1－6. 申請のあった内容について、交付決定通知および額の確定通知を受けたあと、請求書を提出していただいてから原則として15日以内に請求書に記載いただいた口座に振り込みします。

Q 1－7. 店舗併用住宅の場合は法人と個人でそれぞれ申請できますか。

A 1－7. 複数機器の設置で法人と個人にそれぞれ区分できるものは対象となります。

Q 2－1. どのようなカメラが対象になりますか。

A 2－1. 24時間常時、またはセンサー等により随時撮影ができ、かつ、録画機能を有するカメラであれば対象となります。

Q 3－1. どのような電話機が対象になりますか。

A 3－1. 迷惑電話の防止機能などの付いた電話機が対象となります。例えば、自動録音や非通知設定の着信拒否などの機能が全部、または一部付いたものが対象です。

Q 4－1. 対象となるドアホンはどのような製品ですか。また、インターホンは対象になりますか。

A 4－1. 玄関取り付けで映像をモニターで確認でき、録画機能がある製品が対象となります。インターホン（屋内用）は対象外となります。

Q 4－2. 玄関ドアに後付けするスマートキーは対象になりますか。

A 4－2. 補助錠の類となるので対象となります。

Q 4－3. スマートキー対応の玄関ドアは対象になりますか。

A 4－3. ピッキング対策が施された製品であれば対象となります。

Q 4－4. どのような窓ガラスが対象になりますか。

A 4－4. CPマーク（防犯性能試験に合格した製品であることを示すもの）が付いた防犯対策の窓ガラスが対象となります。

Q 4－5. 窓に後付けする面格子は対象になりますか。

A 4－5. CPマーク（防犯性能試験に合格した製品であることを示すもの）が付いた防犯対策の面格子が対象となります。

Q 4－6. ドライブレコーダーは対象になりますか。

A 4－6. 車の盗難があった際に犯行の記録が確認できないものは防犯機能として認められませんので、遠隔手段により監視と録画が可能な製品は対象となります。

Q 4－7. 自家用車両の盗難防止装置等はどのようなものが対象になりますか。

A 4－7. ハンドルロックやタイヤロックなどが対象となります。他にCANインベーターなどの特殊装置を用いた盗難を防止する機器が対象となります。